

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される（法25条）。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望^{*1}の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**^{*2}）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**^{*3}）などを尋ねる（規15条）。

平成23年に作成された裁判員候補者名簿（平成24年用）の被登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事由**^{*4}、**就職禁止事由**等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有

*1 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

*2 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

*3 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

*4 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**），裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）*5。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由*6や辞退申立ての有無について質問する（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない理由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**），さらに検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任***7），残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員*8及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項，36条，37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

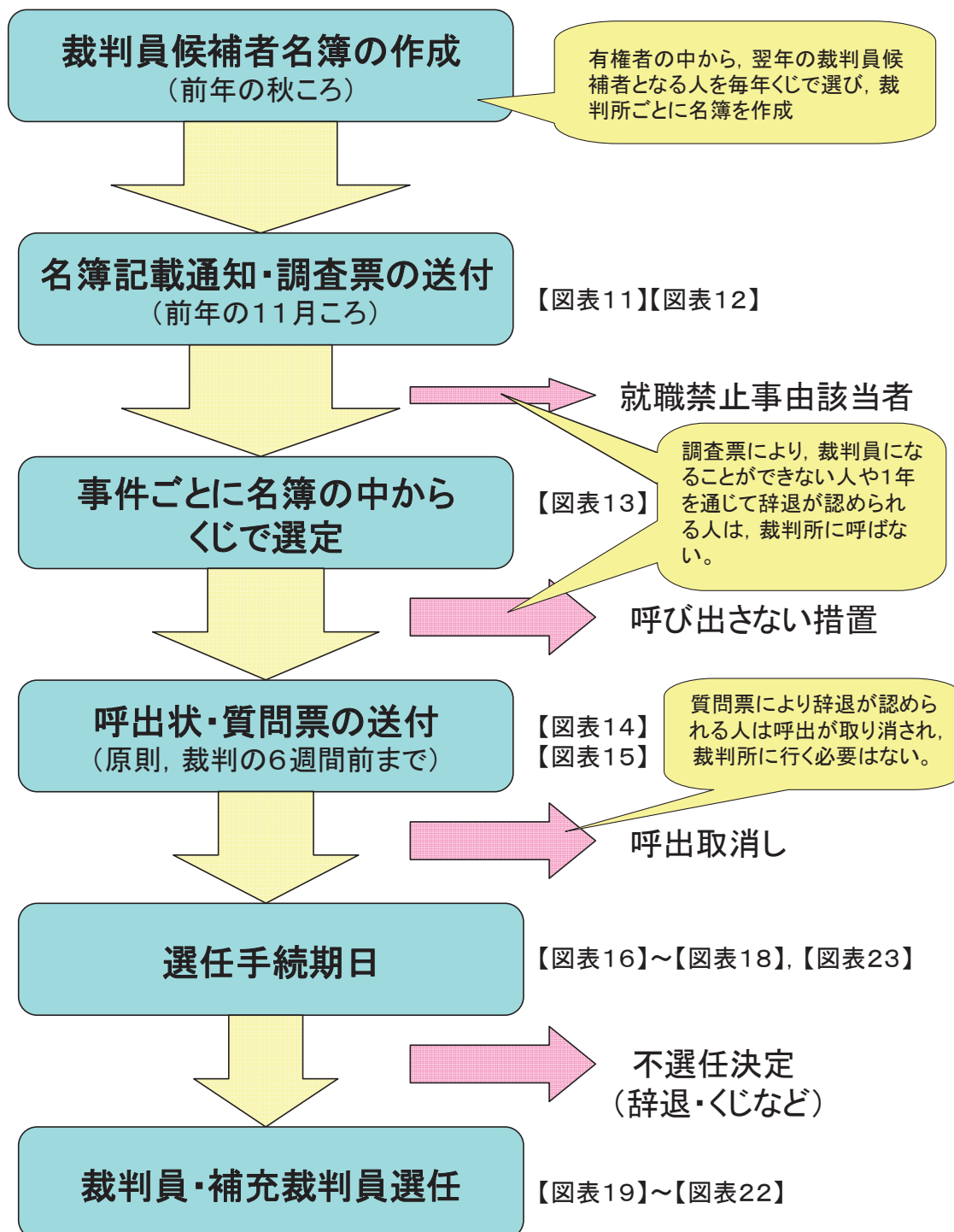
*5 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条，18条）についても確認する。

*7 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

*8 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成24年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計28万5530人（有権者全体の約0.27%であり、有権者約365人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、9万7618人であり*9、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,765人である。

*9 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿被登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	285,530	97,618	1,742	63,989	広島地裁本庁	4,100	1,451	31	945
裁判員候補者名簿被登録人数に占める割合(%)	100.0	34.2	0.6	22.4	山口地裁本庁	2,300	894	18	644
東京地裁本庁	22,100	7,007	134	4,186	岡山地裁本庁	3,900	1,419	21	959
東京地裁立川支部	6,700	2,292	57	1,426	鳥取地裁本庁	1,500	522	14	363
横浜地裁本庁	13,000	4,177	74	2,481	松江地裁本庁	1,100	460	15	350
横浜地裁小田原支部	2,200	722	5	481	福岡地裁本庁	10,300	3,424	63	2,282
さいたま地裁本庁	11,230	3,681	78	2,246	福岡地裁小倉支部	3,900	1,396	16	970
千葉地裁本庁	22,300	7,294	136	4,542	佐賀地裁本庁	1,700	568	5	386
水戸地裁本庁	6,200	1,953	39	1,290	長崎地裁本庁	2,700	954	32	694
宇都宮地裁本庁	5,600	1,856	28	1,200	大分地裁本庁	2,200	802	17	552
前橋地裁本庁	5,200	1,771	30	1,226	熊本地裁本庁	4,000	1,425	28	1,005
静岡地裁本庁	1,800	676	7	424	鹿児島地裁本庁	4,000	1,463	27	1,072
静岡地裁沼津支部	3,000	1,048	26	713	宮崎地裁本庁	2,000	701	14	512
静岡地裁浜松支部	2,100	721	12	498	那覇地裁本庁	3,500	888	26	534
甲府地裁本庁	2,300	839	8	549	仙台地裁本庁	6,000	2,038	52	1,313
長野地裁本庁	2,100	819	9	550	福島地裁本庁	1,500	482	12	327
長野地裁松本支部	2,000	768	9	532	福島地裁郡山支部	3,700	1,214	19	831
新潟地裁本庁	4,000	1,519	20	1,039	山形地裁本庁	2,000	773	14	544
大阪地裁本庁	22,000	7,327	102	4,764	盛岡地裁本庁	2,100	715	14	513
大阪地裁堺支部	6,300	2,162	27	1,403	秋田地裁本庁	1,400	503	6	341
京都地裁本庁	5,600	1,991	43	1,311	青森地裁本庁	3,000	1,044	27	705
神戸地裁本庁	8,000	2,898	59	1,839	札幌地裁本庁	7,000	2,365	72	1,565
神戸地裁姫路支部	2,700	961	18	665	函館地裁本庁	1,900	622	15	448
奈良地裁本庁	3,200	1,187	17	784	旭川地裁本庁	1,900	702	13	471
大津地裁本庁	3,400	1,145	19	738	釧路地裁本庁	2,300	839	20	538
和歌山地裁本庁	2,500	935	6	656	高松地裁本庁	2,700	937	21	655
名古屋地裁本庁	13,700	4,699	75	3,006	徳島地裁本庁	1,600	584	7	401
名古屋地裁岡崎支部	3,500	1,233	13	768	高知地裁本庁	2,700	963	10	733
津地裁本庁	3,700	1,341	15	931	松山地裁本庁	3,100	1,123	11	804
岐阜地裁本庁	4,200	1,585	20	1,063					
福井地裁本庁	1,200	436	7	303					
金沢地裁本庁	1,800	642	5	440					
富山地裁本庁	1,800	662	4	478					

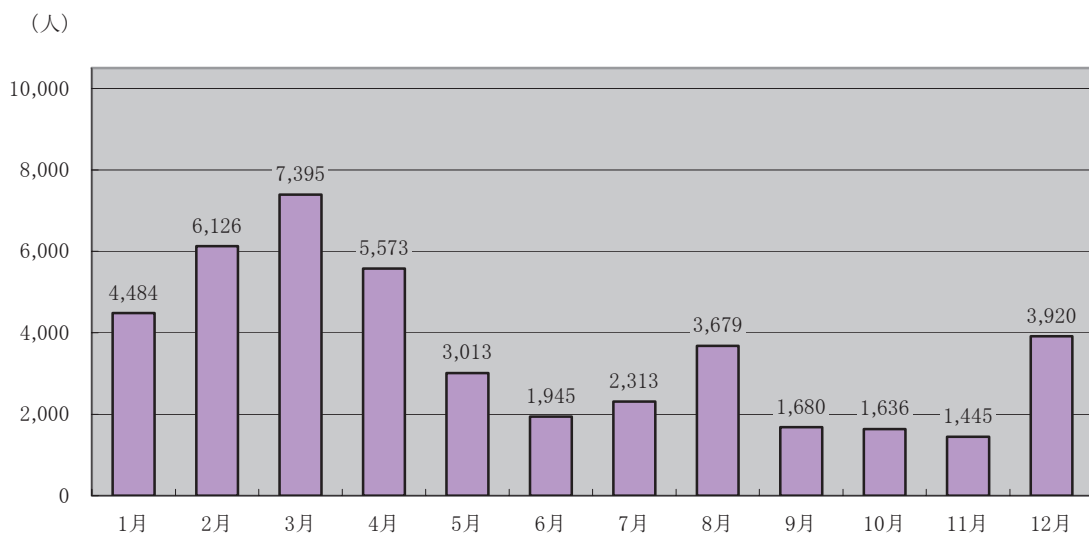
(注) 1 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

2 「就職禁止事由申出者数」とは，調査票において，就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿被登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(34.2)	(15.1)	(1.6)	(2.1)	(2.6)	(2.0)	(1.1)	(0.7)
285,530	97,618	43,209	4,484	6,126	7,395	5,573	3,013	1,945
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.8)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.4)
			2,313	3,679	1,680	1,636	1,445	3,920

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
 2 「裁判員候補者名簿被登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 () は裁判員候補者名簿被登録人数全体に占める割合 (%) である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、13万5535人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

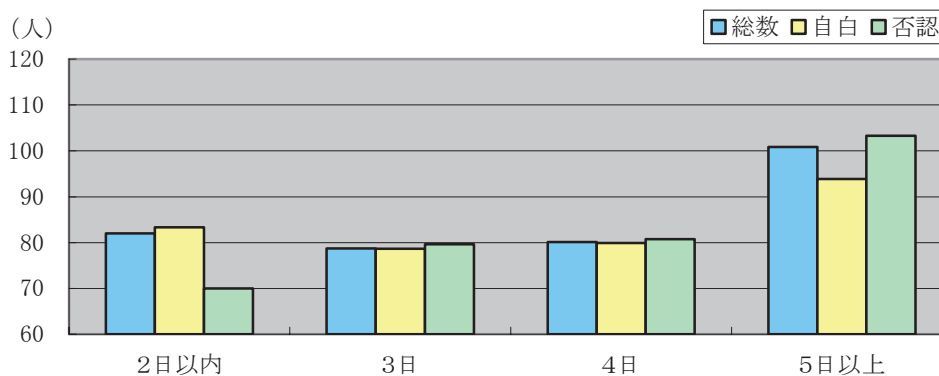
図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	1,500	[90.4] 135,535	[82.0] 820	[78.7] 24,722	[80.1] 33,154	[100.8] 76,839
自白	806	[82.9] 66,854	[83.3] 750	[78.6] 21,935	[79.9] 25,486	[93.9] 18,683
否認	694	[99.0] 68,681	[70.0] 70	[79.6] 2,787	[80.7] 7,668	[103.3] 58,156

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

選定された裁判員候補者数の平均



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

	選定された裁判員候補者数 (1)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数 (2)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数 (3)	呼出状を送付した裁判員候補者数 (1+2)	辞退がされた裁判員候補者数 (4)	選任手続期日前に辞退がされた裁判員候補者数 (3+4)	
			うち辞退がされた裁判員候補者数 (3)				
総数	135,535	(28.4) 38,488	(27.4) 37,186	(71.6) 97,047	(29.9) 40,562	(57.4) 77,748	
実審理予定日数	2日以内	820	(27.9) 229	(26.6) 218	(72.1) 591	(24.9) 204	(51.5) 422
	3日	24,722	(28.7) 7,096	(27.8) 6,862	(71.3) 17,626	(26.4) 6,521	(54.1) 13,383
	4日	33,154	(27.9) 9,261	(27.0) 8,938	(72.1) 23,893	(27.8) 9,225	(54.8) 18,163
	5日以上	76,839	(28.5) 21,902	(27.5) 21,168	(71.5) 54,937	(32.0) 24,612	(59.6) 45,780

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 ()は選定された裁判員候補者に対する割合(%)である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）

	(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	うち辞退申請がされた裁判員候補者数(3)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)	辞退申請によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)
総 数	135,535	38,488	37,186	97,047	40,562	77,748
東京地裁本庁	11,038	2,888	2,711	8,150	3,307	6,018
東京地裁立川支部	3,721	994	970	2,727	1,090	2,060
横浜地裁本庁	6,445	1,631	1,548	4,814	1,798	3,346
横浜地裁小田原支部	1,195	382	382	813	320	702
さいたま地裁本庁	5,953	1,428	1,344	4,525	1,801	3,145
千葉地裁本庁	13,110	3,769	3,580	9,341	3,612	7,192
水戸地裁本庁	2,190	488	472	1,702	682	1,154
宇都宮地裁本庁	2,265	552	530	1,713	693	1,223
前橋地裁本庁	2,445	716	706	1,729	666	1,372
静岡地裁本庁	750	214	211	536	247	458
静岡地裁沼津支部	1,275	363	346	912	394	740
静岡地裁浜松支部	880	274	266	606	274	540
甲府地裁本庁	1,505	402	391	1,103	422	813
長野地裁本庁	1,300	439	426	861	400	826
長野地裁松本支部	455	134	134	321	154	288
新潟地裁本庁	2,400	764	758	1,636	858	1,616
大阪地裁本庁	11,230	3,208	3,148	8,022	3,018	6,166
大阪地裁堺支部	3,390	1,055	1,046	2,335	965	2,011
京都地裁本庁	2,380	662	640	1,718	661	1,301
神戸地裁本庁	3,339	821	784	2,518	1,029	1,813
神戸地裁姫路支部	832	273	265	559	198	463
奈良地裁本庁	1,540	456	453	1,084	430	883
大津地裁本庁	1,045	321	305	724	259	564
和歌山地裁本庁	695	241	234	454	207	441
名古屋地裁本庁	6,270	1,634	1,582	4,636	1,919	3,501
名古屋地裁岡崎支部	1,770	430	414	1,340	493	907
津地裁本庁	2,205	713	696	1,492	520	1,216
岐阜地裁本庁	1,605	453	438	1,152	454	892
福井地裁本庁	820	214	208	606	264	472
金沢地裁本庁	985	307	298	678	242	540
富山地裁本庁	815	228	220	587	242	462
広島地裁本庁	5,048	1,619	1,594	3,429	1,926	3,520
山口地裁本庁	1,645	502	482	1,143	613	1,095
岡山地裁本庁	2,130	660	650	1,470	608	1,258
鳥取地裁本庁	800	228	225	572	422	647
松江地裁本庁	360	113	113	247	89	202
福岡地裁本庁	3,388	847	814	2,541	1,098	1,912
福岡地裁小倉支部	1,010	313	300	697	276	576
佐賀地裁本庁	990	293	285	697	342	627
長崎地裁本庁	1,130	343	333	787	343	676
大分地裁本庁	1,085	336	321	749	402	723
熊本地裁本庁	1,400	425	409	975	390	799
鹿児島地裁本庁	2,280	653	624	1,627	841	1,465
宮崎地裁本庁	1,215	354	344	861	384	728
那覇地裁本庁	1,430	448	430	982	449	879
仙台地裁本庁	2,480	925	913	1,555	700	1,613
福島地裁本庁	520	237	237	283	124	361
福島地裁郡山支部	515	157	152	358	150	302
山形地裁本庁	430	158	155	272	91	246
盛岡地裁本庁	610	197	192	413	157	349
秋田地裁本庁	480	118	115	362	165	280
青森地裁本庁	1,880	496	483	1,384	702	1,185
札幌地裁本庁	3,230	924	878	2,306	927	1,805
函館地裁本庁	655	169	161	486	189	350
旭川地裁本庁	360	99	95	261	113	208
釧路地裁本庁	1,306	507	493	799	379	872
高松地裁本庁	1,230	349	334	881	380	714
徳島地裁本庁	675	182	177	493	230	407
高知地裁本庁	435	126	123	309	130	253
松山地裁本庁	970	256	248	714	323	571

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、4万1526人で、出席率は、76.0%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,500	10	314	414	762
選定された裁判員候補者の数 (A)	[90.4] 135,535	[82.0] 820	[78.7] 24,722	[80.1] 33,154	[100.8] 76,839
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[64.7] 97,047	[59.1] 591	[56.1] 17,626	[57.7] 23,893	[72.1] 54,937
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[28.3] 42,443	[22.3] 223	[22.0] 6,921	[23.5] 9,725	[33.6] 25,574
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[27.0] 40,562	[20.4] 204	[20.8] 6,521	[22.3] 9,225	[32.3] 24,612
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[27.7] 41,526	[26.4] 264	[26.2] 8,228	[26.5] 10,968	[29.0] 22,066
出席率(%) (D/(B-C))	76.0	71.7	76.9	77.4	75.1
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	30.6	32.2	33.3	33.1	28.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。
 3 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、6,306人で、同期日に出席した裁判員候補者4万1526人に占める割合は15.2%である。また、辞退が認められた総数は、5,678人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	41,526	264	8,228	10,968	22,066
辞退を申し立てた裁判員候補者数	6,306	24	1,008	1,519	3,755
辞退が認められた裁判員候補者数	《90.0》 5,678	《87.5》 21	《87.4》 881	《89.4》 1,358	《91.0》 3,418
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(1.1) 64	-	(1.1) 10	(1.2) 16	(1.1) 38
疾病傷害(法16条8号イ)	(6.3) 356	(19.0) 4	(7.8) 69	(6.9) 94	(5.5) 189
介護養育(法16条8号ロ)	(7.7) 436	(4.8) 1	(8.1) 71	(9.1) 123	(7.1) 241
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(50.0) 2,840	(14.3) 3	(46.4) 409	(47.0) 638	(52.4) 1,790
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.4) 249	(19.0) 4	(4.3) 38	(3.5) 48	(4.7) 159
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 27	(9.5) 2	(0.6) 5	(0.1) 2	(0.5) 18
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.4) 82	-	(1.7) 15	(1.5) 20	(1.4) 47
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.1) 119	(4.8) 1	(1.7) 15	(1.8) 25	(2.3) 78
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 5	-	-	(0.1) 1	(0.1) 4
遠隔地(辞退政令5号)	(0.4) 25	-	(0.1) 1	(0.2) 3	(0.6) 21
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(26.0) 1,475	(28.6) 6	(28.1) 248	(28.6) 388	(24.4) 833

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 4 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」は、「平成22年における裁判員裁判の実施状況に関する資料」図表17の「その他の辞退事由」に該当する。

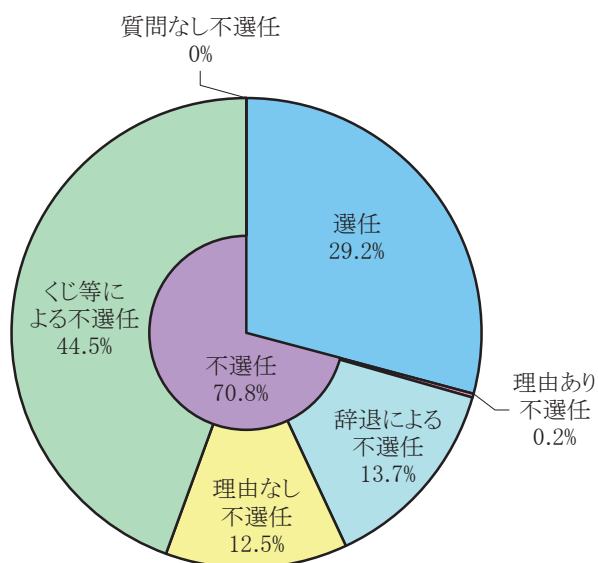
(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,500	10	314	414	762
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	[27.7] 41,526	[26.4] 264	[26.2] 8,228	[26.5] 10,968	[29.0] 22,066
不選任決定がされた裁判員候補者数	[19.6] 29,420	[19.1] 191	[18.4] 5,778	[18.5] 7,675	[20.7] 15,776
理由あり不選任(法34条4項)	[0.1] 80	[0.2] 2	[0.0] 11	[0.0] 14	[0.1] 53
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 5,678	[2.1] 21	[2.8] 881	[3.3] 1,358	[4.5] 3,418
理由なし不選任(法36条) ※注3	[3.5] 5,175	[0.9] 9	[2.9] 907	[3.0] 1,235	[4.0] 3,024
くじ等による不選任(法37条3項)	[12.3] 18,487	[15.9] 159	[12.7] 3,979	[12.2] 5,068	[12.2] 9,281
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は判決人員1人当たりの平均である。
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿被登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、全選挙人名簿被登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等を見ると、図表20のとおりである（ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。）。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,500	104,216,705	285,530	135,535	8,633	2,906	4.0
東京地裁本庁	130	7,316,562	22,100	11,038	748	248	4.5
東京地裁立川支部	48	3,365,495	6,700	3,721	280	104	5.7
横浜地裁本庁	80	6,338,863	13,000	6,445	450	143	4.6
横浜地裁小田原支部	14	988,320	2,200	1,195	73	24	4.4
さいたま地裁本庁	77	5,848,709	11,230	5,953	471	166	5.7
千葉地裁本庁	164	5,071,051	22,300	13,110	966	329	5.8
水戸地裁本庁	29	2,432,205	6,200	2,190	180	61	3.9
宇都宮地裁本庁	26	1,632,921	5,600	2,265	156	53	3.7
前橋地裁本庁	27	1,630,238	5,200	2,445	145	52	3.8
静岡地裁本庁	10	989,226	1,800	750	54	18	4.0
静岡地裁沼津支部	16	1,030,022	3,000	1,275	93	30	4.1
静岡地裁浜松支部	11	1,060,750	2,100	880	55	18	3.5
甲府地裁本庁	16	702,918	2,300	1,505	100	32	5.7
長野地裁本庁	12	873,572	2,100	1,300	76	26	4.9
長野地裁松本支部	6	884,149	2,000	455	36	12	2.4
新潟地裁本庁	16	1,963,602	4,000	2,400	80	30	2.8
大阪地裁本庁	121	5,118,632	22,000	11,230	691	249	4.3
大阪地裁堺支部	41	1,991,704	6,300	3,390	225	75	4.8
京都地裁本庁	26	2,099,703	5,600	2,380	159	54	3.8
神戸地裁本庁	36	3,197,813	8,000	3,339	220	84	3.8
神戸地裁姫路支部	9	1,352,993	2,700	832	54	18	2.7
奈良地裁本庁	18	1,153,501	3,200	1,540	97	35	4.1
大津地裁本庁	14	1,111,602	3,400	1,045	79	16	2.8
和歌山地裁本庁	7	846,212	2,500	695	43	15	2.3
名古屋地裁本庁	71	4,031,323	13,700	6,270	373	115	3.6
名古屋地裁岡崎支部	25	1,820,518	3,500	1,770	126	28	4.4
津地裁本庁	24	1,505,594	3,700	2,205	141	47	5.1
岐阜地裁本庁	19	1,688,567	4,200	1,605	108	37	3.5
福井地裁本庁	10	653,489	1,200	820	61	11	6.0
金沢地裁本庁	11	946,126	1,800	985	61	21	4.6
富山地裁本庁	9	902,131	1,800	815	56	20	4.2
広島地裁本庁	33	2,327,396	4,100	5,048	192	87	6.8
山口地裁本庁	14	1,205,705	2,300	1,645	74	27	4.4
岡山地裁本庁	21	1,576,163	3,900	2,130	110	40	3.8
鳥取地裁本庁	2	485,358	1,500	800	12	6	1.2
松江地裁本庁	4	592,027	1,100	360	25	8	3.0

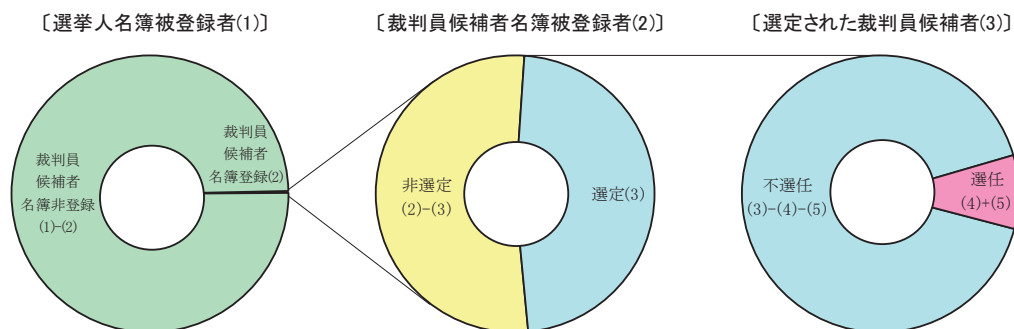
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	46	3,030,753	10,300	3,388	261	98	3.5
福岡地裁小倉支部	11	1,080,637	3,900	1,010	49	17	1.7
佐賀地裁本庁	10	688,135	1,700	990	55	21	4.5
長崎地裁本庁	11	1,175,555	2,700	1,130	62	23	3.1
大分地裁本庁	12	990,464	2,200	1,085	72	17	4.0
熊本地裁本庁	18	1,487,840	4,000	1,400	109	27	3.4
鹿児島地裁本庁	20	1,398,204	4,000	2,280	116	40	3.9
宮崎地裁本庁	12	933,480	2,000	1,215	73	25	4.9
那覇地裁本庁	13	1,080,884	3,500	1,430	72	25	2.8
仙台地裁本庁	21	1,901,927	6,000	2,480	128	27	2.6
福島地裁本庁	4	474,863	1,500	520	24	5	1.9
福島地裁郡山支部	7	1,178,908	3,700	515	37	8	1.2
山形地裁本庁	5	963,025	2,000	430	30	5	1.8
盛岡地裁本庁	6	1,099,241	2,100	610	36	12	2.3
秋田地裁本庁	6	922,536	1,400	480	36	12	3.4
青森地裁本庁	13	1,155,205	3,000	1,880	78	27	3.5
札幌地裁本庁	32	2,791,105	7,000	3,230	190	68	3.7
函館地裁本庁	6	406,265	1,900	655	36	12	2.5
旭川地裁本庁	4	611,318	1,900	360	24	4	1.5
釧路地裁本庁	10	790,271	2,300	1,306	60	20	3.5
高松地裁本庁	15	829,303	2,700	1,230	85	28	4.2
徳島地裁本庁	7	657,420	1,600	675	44	15	3.7
高知地裁本庁	4	638,495	2,700	435	26	10	1.3
松山地裁本庁	10	1,195,711	3,100	970	60	21	2.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿被登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会
 が回答した有権者数の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



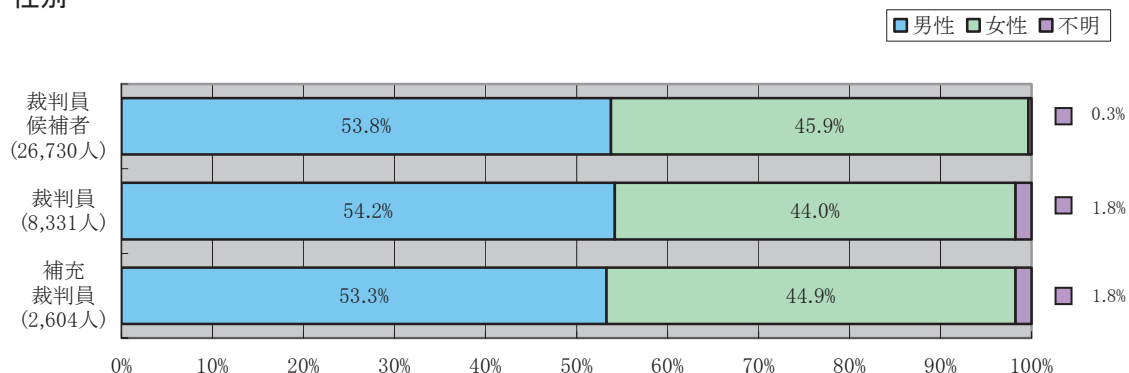
図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び
補充裁判員の属性

		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		26,730	8,331	2,604
性別	男性	14,381	4,517	1,388
	女性	12,257	3,668	1,170
	不明	92	146	46
年代別	20代	3,905	1,098	378
	30代	5,660	1,763	547
	40代	5,864	1,963	585
	50代	5,128	1,641	496
	60代	5,564	1,565	504
	70歳以上	509	149	47
	不明	100	152	47
職業別	お勤め	13,783	4,522	1,418
	自営・自由業	2,075	595	154
	パート・アルバイト	4,503	1,332	426
	専業主婦・専業主夫	2,842	850	258
	学生	219	69	30
	無職	2,422	628	192
	その他	646	159	68
	不明	240	176	58

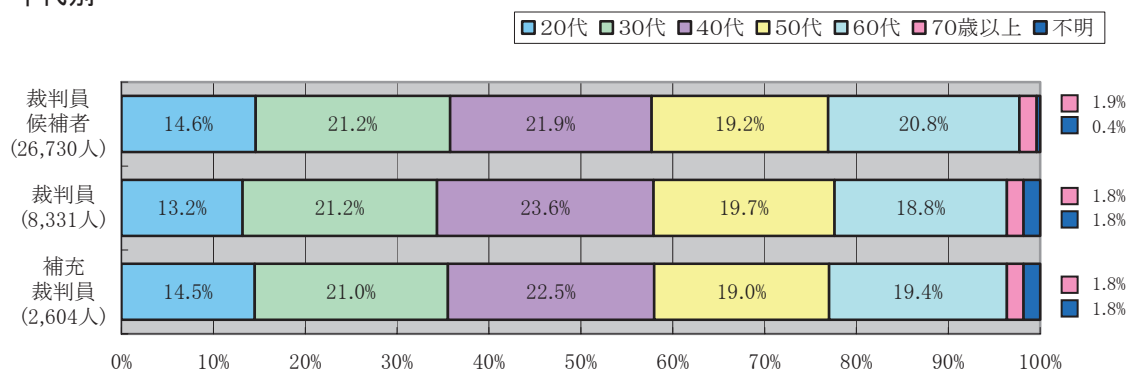
(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり，実人数である。
2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

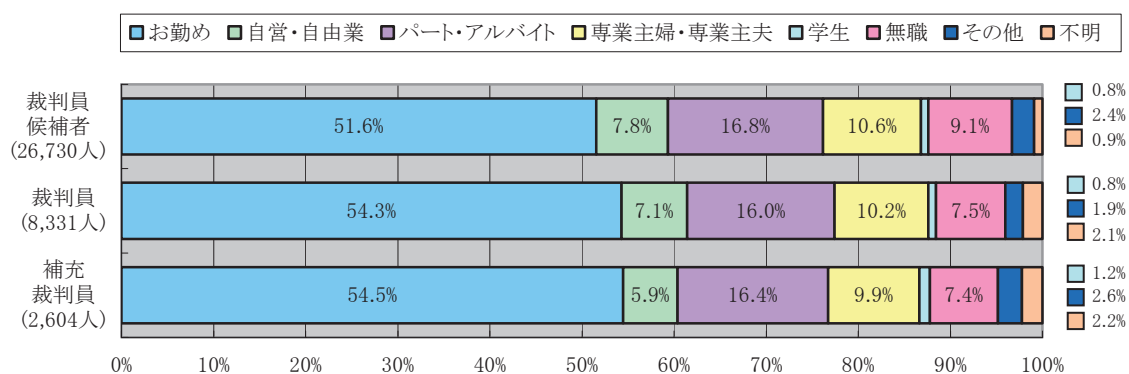
性別



年代別



職業別



(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
 2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員								選任された 補充裁判員 数の平均
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員 数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
総数		1,500	-	119	1,212	130	34	3	2	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	10	-	7	3	-	-	-	-	1.3
	3日	314	-	57	257	-	-	-	-	1.8
	4日	414	-	37	371	4	2	-	-	1.9
	5日以上	762	-	18	581	126	32	3	2	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,500	27	518	456	224	275
裁判員	総数	(0.10) 156	(0.07) 2	(0.06) 32	(0.08) 38	(0.08) 19	(0.24) 65
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	19	-	6	2	3	8
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	137	2	26	36	16	57
補充裁判員	総数	(0.26) 387	(0.15) 4	(0.18) 94	(0.21) 97	(0.25) 57	(0.49) 135
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	9	-	3	-	-	6
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	1	-	-	-	-	1
	辞任申立て	83	2	20	17	15	29
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.20) 294	(0.07) 2	(0.14) 71	(0.18) 80	(0.19) 42	(0.36) 99

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 () 内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

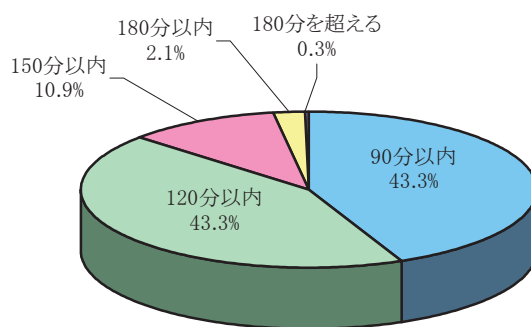
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、100.4分であり、出席した裁判員候補者の平均は、27.7人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員						出席した 裁判員 候補者 総数	
		総数	出 席 し た 裁 判 員 候 補 者 数						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内		50人を 超える
総 数		1,500	1,126	254	72	21	15	12	41,526
選 任 手 続 期 日 に 要 し た 時 間	90分以内	650	565	62	21	1	1	-	16,698
	120分以内	650	478	133	32	6	1	-	18,074
	150分以内	164	70	55	13	11	7	8	5,403
	180分以内	32	12	4	4	3	5	4	1,201
	180分を超える	4	1	-	2	-	1	-	150

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数		
選定された裁判員候補者の総数	135,535 [90.4]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	38,488 [25.7]	
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	97,047 [64.7]		→	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	42,443 [28.3]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	41,526 [27.7]		←		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	76.0				

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [] は、総数を判決人員（1,500人）で除した平均値である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

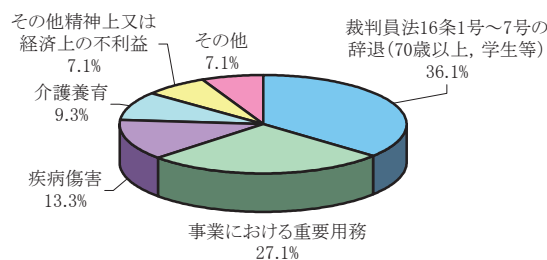
図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,500			
選定された裁判員候補者の数	135,535			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 83,426 <100.0>	(100.0) 37,186 <44.6>	(100.0) 40,562 <48.6>	(100.0) 5,678 <6.8>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(36.1) 30,122	(68.6) 25,501	(11.2) 4,557	(1.1) 64
疾病傷害(法16条8号イ)	(13.3) 11,097	(18.4) 6,841	(9.6) 3,900	(6.3) 356
介護養育(法16条8号ロ)	(9.3) 7,759	(4.0) 1,502	(14.4) 5,821	(7.7) 436
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(27.1) 22,598	(5.2) 1,952	(43.9) 17,806	(50.0) 2,840
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.7) 1,456	(0.3) 130	(2.7) 1,077	(4.4) 249
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.1) 908	(0.5) 198	(1.7) 683	(0.5) 27
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.0) 873	(0.3) 103	(1.7) 688	(1.4) 82
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 661	(0.1) 19	(1.3) 523	(2.1) 119
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 88	(0.0) 8	(0.2) 75	(0.1) 5
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,916	(0.8) 292	(3.9) 1,599	(0.4) 25
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.1) 5,948	(1.7) 640	(9.4) 3,833	(26.0) 1,475

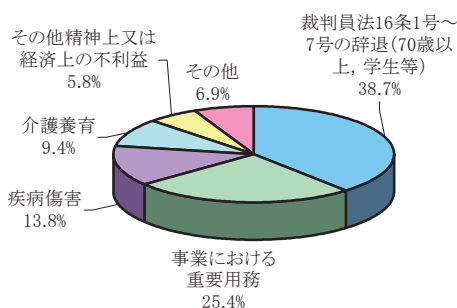
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 ()は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。
 3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

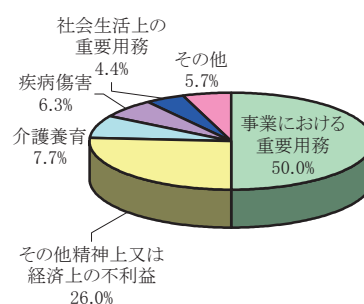
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*10}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*10 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数					辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	61.6	54.0	57.7	58.9	64.0	広島地裁本庁	72.7	-	-	63.2	73.5
東京地裁本庁	58.2	-	50.2	55.7	59.5	山口地裁本庁	70.2	-	61.7	67.3	72.4
東京地裁立川支部	59.1	-	52.8	54.4	60.9	岡山地裁本庁	64.3	-	52.2	62.1	66.2
横浜地裁本庁	56.1	-	51.4	54.2	58.4	鳥取地裁本庁	83.6	-	-	-	83.6
横浜地裁小田原支部	62.4	-	63.6	57.4	63.9	松江地裁本庁	60.8	-	58.0	-	64.4
さいたま地裁本庁	58.2	48.3	53.0	52.6	66.5	福岡地裁本庁	60.1	50.0	55.3	59.0	63.1
千葉地裁本庁	58.9	48.0	57.6	57.7	60.3	福岡地裁小倉支部	62.7	-	58.9	60.0	65.3
水戸地裁本庁	56.9	-	56.9	56.8	57.0	佐賀地裁本庁	66.0	-	-	67.5	65.8
宇都宮地裁本庁	60.3	-	58.5	59.1	66.6	長崎地裁本庁	63.1	-	62.3	-	64.2
前橋地裁本庁	61.3	-	57.6	61.2	65.4	大分地裁本庁	70.0	-	70.4	67.8	71.3
静岡地裁本庁	65.7	-	66.4	61.4	66.8	熊本地裁本庁	60.5	-	57.2	62.1	61.6
静岡地裁沼津支部	60.5	-	55.7	62.5	60.7	鹿児島地裁本庁	67.8	50.0	60.7	65.0	73.2
静岡地裁浜松支部	63.9	-	62.0	61.8	66.7	宮崎地裁本庁	64.4	-	59.6	62.5	66.8
甲府地裁本庁	59.5	-	53.0	55.6	61.1	那覇地裁本庁	64.4	64.5	61.3	63.7	67.5
長野地裁本庁	70.5	-	-	-	70.5	仙台地裁本庁	67.9	-	70.1	62.3	69.5
長野地裁松本支部	67.5	-	66.4	72.3	67.1	福島地裁本庁	72.1	-	65.0	70.4	77.8
新潟地裁本庁	70.7	-	67.1	62.6	72.1	福島地裁郡山支部	64.3	-	61.5	62.9	65.7
大阪地裁本庁	60.6	-	52.8	57.4	62.4	山形地裁本庁	64.0	-	63.8	64.1	-
大阪地裁堺支部	63.5	-	57.6	65.4	64.1	盛岡地裁本庁	59.5	-	58.5	51.6	69.6
京都地裁本庁	58.8	-	53.4	54.1	66.6	秋田地裁本庁	61.5	-	67.5	61.9	59.2
神戸地裁本庁	57.7	-	53.0	55.1	61.0	青森地裁本庁	66.4	-	62.7	63.3	71.1
神戸地裁姫路支部	59.6	-	58.2	58.9	60.6	札幌地裁本庁	58.4	52.5	57.8	52.9	61.4
奈良地裁本庁	61.8	-	57.1	52.8	66.0	函館地裁本庁	57.3	-	56.6	58.6	-
大津地裁本庁	56.8	-	53.3	-	63.7	旭川地裁本庁	60.6	58.9	62.4	-	-
和歌山地裁本庁	67.3	-	58.8	65.4	74.2	釧路地裁本庁	69.2	-	69.4	69.1	69.1
名古屋地裁本庁	60.4	-	55.2	54.8	62.5	高松地裁本庁	60.8	-	58.2	61.1	61.4
名古屋地裁岡崎支部	57.2	-	54.2	58.0	57.9	徳島地裁本庁	64.1	-	-	59.6	66.7
津地裁本庁	60.3	-	60.0	58.3	64.0	高知地裁本庁	62.8	-	60.6	-	64.2
岐阜地裁本庁	60.6	-	59.1	61.7	61.1	松山地裁本庁	65.6	-	64.4	61.3	66.4
福井地裁本庁	62.4	-	55.3	63.3	63.3						
金沢地裁本庁	60.4	-	44.8	66.2	61.0						
富山地裁本庁	60.5	-	61.3	60.0	60.6						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	61.6	54.0	57.7	58.9	64.0
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	22.2	20.7	22.6	22.0	22.2
疾病傷害(法16条8号イ)	8.2	9.1	8.5	8.1	8.1
介護養育(法16条8号ロ)	5.7	5.1	5.2	5.8	5.9
事業における重要用務(法16条8号ハ)	16.7	9.4	13.2	14.4	18.9
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.1	1.1	0.9	1.0	1.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.7	0.7	0.6	0.8	0.6
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	1.2	0.5	0.5	0.5
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.4	1.1	1.5	1.3	1.5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.4	4.9	4.1	4.4	4.5

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	135,535	8,924	16,989	16,986	6,731	8,589	9,736
辞退が認められた裁判員候補者の数	(61.6) 83,426	(62.4) 5,568	(65.1) 11,060	(62.3) 10,590	(59.0) 3,968	(57.2) 4,913	(58.1) 5,653
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		12,886	4,693	9,849	12,065	14,259	13,828
		(59.0) 7,608	(58.9) 2,764	(60.2) 5,925	(61.8) 7,452	(62.4) 8,899	(65.3) 9,026

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。